

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの利用料が**無償**となります。

※ 0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもも無償化の対象になります。

保育料について

【対象者・利用料】

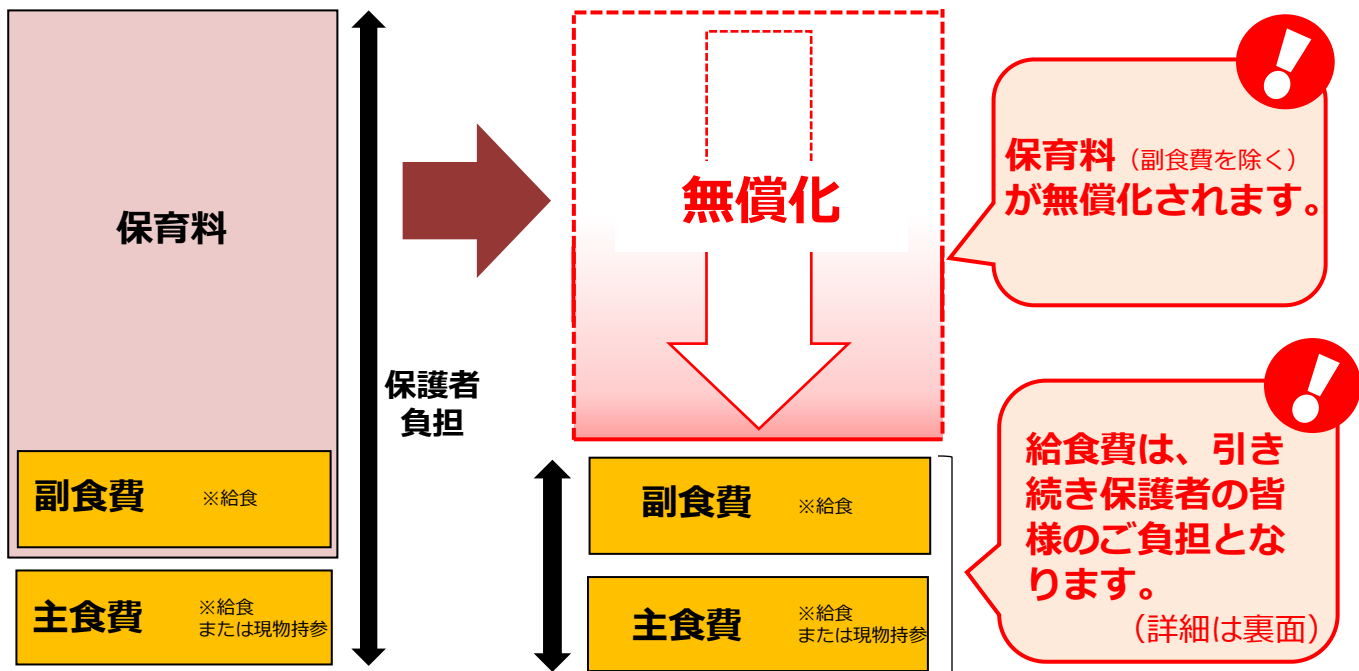
- **保育所、認定こども園(2・3号認定)を利用する3歳から5歳(小学校就学前)までの全ての子ども**の利用料が**無償**となります。
- 無償化のために必要となる手続きは必要ありません。

副食費(おかず・おやつ等)について

- **保育所の給食費用については、自宅で子育てを行う場合も同様**にかかる費用であり、保護者が負担することが原則です。このため、**無償化後も保護者の皆様のご負担**となります。

～これまで～

～無償化後(令和元年10月以降)～

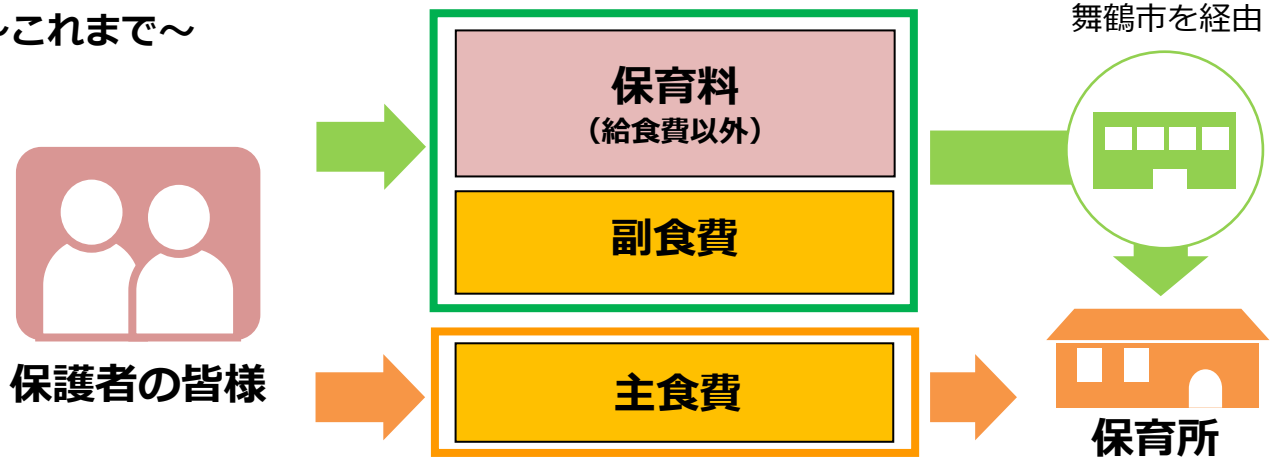


- 給食費、通園送迎費、行事費などは、保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降(小学校就学前までの範囲)の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

保育料・給食費の取扱いイメージ

- 現在、3～5歳児の給食費は、主食(お米等)については実費負担または現物を持参、副食(おかず、おやつ等)については保育料の一部として舞鶴市を經由し、保育所にお支払いいただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については、保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

～これまで～



～無償化後（令和元年10月以降）～

